

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程（平成29年旭医大達第18号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療に係る安全管理のための委員会、<u>医療安全管理者</u>、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務の状況について病院長から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を行うこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>医療法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療に係る安全管理のための委員会、<u>医薬品安全管理責任者</u>、<u>医療機器安全管理責任者</u>の業務の状況について病院長から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を行うこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(略)</p>